

新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童養護施設等において、児童指導員や養育者等の直接処遇職員（以下「直接処遇職員」という。）の業務負担を軽減し、離職防止を図ることを目的とするため、直接処遇職員の補助を行う者（以下「補助者」という。）を雇い上げる事業者に対して交付する補助金について必要な事項を定める。

また、児童養護施設等体制強化事業の実施について（平成31年4月17日厚生労働省子発0417第5号）における児童養護施設等体制強化事業実施要綱、児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について（令和5年10月27日こども家庭庁発こ支虐第170号）及び新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

- 2 児童養護施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設
- 3 乳児院 児童福祉法第38条に規定する乳児院
- 4 児童自立生活援助事業所 児童福祉法第6条の3第1項に基づく届出を行っている児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助事業を行う対象者の居宅を除く。）
- 5 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） 児童福祉法第6条の3第8項に基づく届出を行っている小規模住居型児童養育事業

(補助事業者の範囲)

第3条 この要綱における補助事業者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 第7条に掲げる補助事業を実施する新潟市の所管する児童養護施設、乳児院、児童自立生活援助事業所及びファミリーホーム（以下「児童養護施設等」という。）を運営する者
 - (2) 新潟市税の滞納がない者
 - (3) 別表1に掲げる前年度入所実績の要件を満たす者
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有す

るものは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

（市税の滞納がないことの確認等）

第4条 前条第1項第2号に規定する要件は、申請者が、新潟市税の滞納がないことの納税証明書を提出することにより確認する。ただし、新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される場合は、納税証明書の添付を省略する。

（補助対象経費）

第5条 この要綱において、補助の対象となる経費は、児童養護施設等が雇い上げる補助者に係る人件費（報酬、給料、職員手当等、報償費及び共済費）とする。

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

（補助金額）

第6条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金額は、毎年度予算の範囲内で、別表2に定める基準額と対象経費の実費相当額を比較し、いずれか少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

（補助事業）

第7条 この要綱における補助事業の対象は、児童養護施設等が直接処遇職員の業務負担軽減を図るため補助者等を雇上げ、夜勤業務、こども間の暴力・性暴力への対応及び障がい等を抱えたこども並びに外国籍のこども等ケアニーズの高いこどもへの支援等へ対応している場合とする。

（補助者の要件）

第8条 補助事業を実施するために雇い上げる補助者は、以下の各号の要件を施設種別ごとに満たす者とする。

（1）児童養護施設、乳児院が雇い上げる補助者にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第43条に規定する児童指導員又は保育士とする。なお、乳児院においては看護師も対象とする。

（2）児童自立生活援助事業所が雇い上げる補助者にあつては、児童福祉法施行規則（昭和23年

3月31日厚生省令第11号)第36条の8第3項に規定する指導員とする。

- (3) ファミリーホームが雇い上げる補助者にあつては、児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)第1条の31に定める養育者又は補助者とする。

(留意事項)

第9条 補助事業を実施するにあつては、次の事項に留意すること。

- (1) 補助者の勤務時間は業務内容に応じて施設で判断すること。
- (2) 児童入所施設措置費等国庫負担金や本事業以外の補助事業の対象となる職員については、本事業の対象とはならないこと。

(交付申請)

第10条 この補助金を受けようとする者は、新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長あて提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(第1-1号様式)
- (2) 収支予算書(第1-2号様式)
- (3) 新潟市税の納税証明書
- (4) 前年度12か月分の初日措置児童数等について在籍報告書
- (5) 資金計画(概算払いを希望する場合のみ)

2 補助事業者は、年度途中に補助金の申請額に変更が生じる場合は、新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金変更交付申請書(第2号様式)を市長あて提出し、変更交付申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金不交付決定通知書(第3号様式)を申請者あて交付する。

2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付決定通知書(第4号様式)を申請者あて交付する。

3 市長は、前条第2項の規定により、変更交付申請があつた場合は、新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金変更交付決定通知書(第5号様式)を申請者あて交付する。

(事業実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長に対し、新潟市児童養護施設等体制強

化事業費補助金実績報告書兼精算書（第 6 号様式）（以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助者の任期終了後または年度終了後に市長あて提出しなければならない。

（１）実績報告書（第 6－1 号様式）

（２）収支精算書（第 6－2 号様式）

（補助金額の確定及び通知）

第 13 条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、補助事業者の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合することを確認の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金額確定通知書（第 7 号様式）を交付する。

（補助金の支払い）

第 14 条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

2 規則及び新潟市財務規則（昭和 39 年新潟市規則第 12 号）の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

3 前項の規定により補助金を交付する場合は、概算払いとする。

4 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受け残額が生じたときは、速やかに精算残額を返還しなければならない。

（検査及び報告）

第 15 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、または新潟市職員に申請者の住居に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問をさせることができる。

（補助金の取消し）

第 16 条 市長は、前条の規定による検査等で補助金の交付決定を受けた者が本要綱に違反したと、または虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第 13 条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を取り消した場合は、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第3項の規定による交付決定の取消の通知をした場合において、当該取消にかかる部分について補助金の交付をしているときは、期限を定めて、当該補助金の全部または一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(関係書類の保存等)

第18条 補助金規則第19条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は5年とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるものの他、新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金の交付について必要な事項は、新潟市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年8月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1（第 3 条第 1 項第 3 号関係）

施設種別	要件
児童養護施設	1 前年度入所実績が、次の各号のいずれかの算式において、定員の 2 分の 1 を超えている者とする。ただし、新設等により前年度の実績がない運営主体においては、各号の「前年度」とあるのを「当該年度における見込」と読み替えるものとする。 （1）前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4 日÷前年度の運営月数（小数点以下第 2 位を四捨五入） （2）前年度の各月初日の在籍児童数÷前年度の運営月数（小数点以下第 2 位の数値を四捨五入） 2 在籍児童とは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 49 号こども家庭庁支援局通知）にある在籍児童とする。
乳児院	
児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助事業を行う対象者の居宅を除く。）	
ファミリーホーム	1 前年度入所実績が、次の各号のいずれかの算式において、4 人を超えている者とする。ただし、新設等により前年度の実績がない運営主体においては、各号の「前年度」とあるのを「当該年度における見込」と読み替えるものとする。 （1）前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4 日÷前年度の運営月数 （小数点以下第 2 位を四捨五入） （2）前年度の各月初日の在籍児童数÷前年度の運営月数 （小数点以下第 2 位の数値を四捨五入） 2 在籍児童とは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 49 号こども家庭庁支援局通知）にある在籍児童とする。 ※養育里親には 4 人まで委託できることとの公平性を踏まえ、ファミリーホームは 4 人を超えている者とする。

別表 2（第 6 条関係）

対象施設	補助基準額	補助対象経費
本市が所管する児童養護施設、乳児院、児童自立生活援助事業所及びファミリーホーム	1 か所あたり：4,320,000円 ※年度途中で事業を実施または終了した場合は、上記「1 か所あたりの補助基準額」を12で除した金額（10円未満切捨て）を上限とし、その額に実施月数を乗じた額を補助基準額とする。 ただし、月途中（初日を除く）に事業を実施した場合は、実施した日の属する月の翌月に実施したものとして取り扱う。 また、月途中（初日を除く）に事業を終了した場合は、終了した日の属する月まで実施したものとして取り扱う。	対象施設が当該年度中に支出する、補助者に対する人件費（報酬、給料、職員手当等、報償費及び共済費）

第1号様式（第10条第1項関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付申請書（兼 概算払願書、兼 宣誓書）

申請者 団体名

所在地

代表者職氏名

（施設名 ）

年度新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱を遵守します。

補助事業の目的及び内容	実施計画書（第1－1号様式）のとおり
交付申請額	円
概算払いについて （どちらかに○をお願いします）	希望します / 希望しません 希望理由：事業実施にあたり立替払いが難しいため
概算払い希望金額	円
前年度入所実績の要件について （どちらかに○をお願いします）	（1）前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷前年度の運営月数（小数点以下第2位の数値を四捨五入） （2）前年度の各月初日の在籍児童数÷前年度の運営月数（小数点以下第2位の数値を四捨五入）

添付資料

（1）実施計画書（第1－1号様式）

（2）収支予算書（第1－2号様式）

（3）新潟市税の納税証明書

（4）前年度12か月分の初日措置児童数等について在籍報告書

（裏面あり）

(5) 資金計画（別紙1）※概算払いを希望する場合のみ

(6) その他必要な書類

在籍児童の確認の同意

（申請にあたり、次の事項を確認のうえ、下記の□にレを記入してください。）

☐ 私（当法人・当団体）は、前年度の在籍児童の状況について児童相談所、家庭裁判所等の関係機関に照会が行われる場合があることに同意します。

暴力団排除に関する誓約

（申請にあたり、次の事項を確認のうえ、下記2つの□にレを記入してください。）

☐ 私（当法人・当団体）は、次のいずれにも該当しません。

（1）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの

（4）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

（5）自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

（6）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

（7）その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

☐ 上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会が行われる場合があることに同意します。

※ 市では、条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、支援金等申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

(第 1 - 1 号様式)

実施計画書

団体名称 _____

補助者を雇用する施設名	
補助者の氏名	
補助者の生年月日	
補助者の雇用年月日	
補助者の雇用期間	
	記載例：～まで、期間の定めなし、など
補助者の雇用に要する申請年度の経費（報酬、給与、職員手当、賃金、報償費、共済費）の総額の予定額	
	※内訳は収支予算書のとおり
本事業による補助者の業務内容及び勤務時間、補助者の雇い上げにより、児童指導員等の負担が軽減される業務内容	
職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（補助者の配置を除く）	

添付書類

- (1) 補助者の雇用通知書の写しなど、補助者の労働条件、雇用期間等が確認できるもの
- (2) 補助者の履歴書の写し

(第1-2号様式)

収支予算書

团体名称

児童養護施設等体制強化事業

(収入の部)

(単位：円)

内 訳	予 算 額	備 考
市補助金		
合計		

(支出の部)

(単位：円)

内 訳	予 算 額	備 考
合計		

年 月 日

新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金変更交付申請書

（宛先）新潟市長

申請者 団体名
所在地
代表者職氏名
（施設名 ）

新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助については、新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱に基づき、年 月 日 第 号をもって決定されたところですが、交付申請額を次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

変更前	変更後
円	円

2 変更を必要とする理由・添付書類

3 変更事業計画書

（第1－1号様式を用い、実施計画書を変更実施計画書に置き換えるものとする）

第3号様式（第11条第1項関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様
(施設名)

新潟市長 印

年度新潟市児童予後施設等体制強化事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金については、次の理由により交付しないことを決定したので通知します。

不交付の理由

第4号様式（第11条第2項関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様
(施設名)

新潟市長 印

年度新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金については、次の条件を付して交付することと決定しましたので通知します。

なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金交付額確定通知書をもって確定します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 交付時期と金額

3 交付条件

- (1) 新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱並びに補助金の交付決定の内容と以下条件に従い、管理者は注意をもって補助事業を行ってください。
- (2) 事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けてください。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長に申請し、市長の承認を受けてください。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認をうけた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておいてください。

(6) 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。

①虚偽その他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき

②交付を受けた補助金を他用途に使用したとき

③交付決定の内容や付された条件に違反したとき

(7) 前号において、納期限までに補助金を返還しなかった場合、遅延損害金を支払わなければなりません。

第5号様式（第11条第3項関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様
(施設名)

新潟市長 印

年度新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日に変更交付申請のありました標記補助金については、次のとおり決定したので通知します。

なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金交付額確定通知書をもって確定します。

1 追加（減額）交付決定額

2 変更の内容

変更前	変更後
円	円

4 交付時期と金額

5 交付条件

- （1）新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱及び補助金の交付決定の内容と以下条件に従い、管理者は注意をもって補助事業を行ってください。
- （2）事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けてください。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長に申請し、市長の承認を受けてください。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。

(5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認をうけた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておいてください。

(6) 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。

①虚偽その他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき

②交付を受けた補助金を他用途に使用したとき

③交付決定の内容や付された条件に違反したとき

(7) 前号において、納期限までに補助金を返還しなかった場合、遅延損害金を支払わなければなりません。

第6号様式（第12条関係）

新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金実績報告書兼精算書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 団体名

所在地

代表者職氏名

（施設名 ）

年 月 日第 号で交付を受けた 年度新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金に係る補助事業の実績について、次のとおり報告します。

1 実績報告書（第6－1号様式）

2 収支精算書（第6－2号様式）

（1）概算払金受領額

（2）受領年月日

（3）執行額

（4）差引残額（返還額）

(第6－1号様式)

実績報告書

団体名称

補助者を雇用した施設名	
補助者の氏名	
補助者の生年月日	
補助者の雇用年月日	
補助者の雇用期間	
	記載例：～まで、期間の定めなし、など
補助者の雇用に要する申請年度の 経費（報酬、給与、職員手当、賃 金、報償費、共済費）の総額の予 定額	
	※内訳は収支精算書のとおり
本事業による補助者の業務内容及 び勤務時間、補助者の雇い上げに より、児童指導員等の負担が軽減 された業務内容	
職員の雇用管理や勤務環境の改善 に関する取組（補助者の配置を除 く）	

添付書類

（１）給与台帳の写しなど、経費の内訳がわかる資料

(第6-2号様式)

收支精算書

团体名称

児童養護施設等体制強化事業

(収入の部)

(単位：円)

内 訳	予 算 額	備 考
市補助金		
合計		

(支出の部)

(単位：円)

内 訳	予 算 額	備 考
合計		

第7号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様
(施設名)

新潟市長 印

年度新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました 年度新潟市児童養護施設等体制強化事業費補助金
助金については、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

補助金交付確定額 _____ 円

※概算払いをしない場合に、補助者の雇用に係る経費がいつ資金不足になるのかを確認します。

収入

[illegible]

(単位:千円)

[illegible]